

富 動産を 負 動産にしないために 「家じまい」考えてみませんか？



////////////////////// このようなことはいつ発生するかわかりません。 ////////////////////////
ご自身やご家族が困らないよう住まいの将来について話し合ってみませんか。

「家じまい」の主な流れ

1 家族での話し合い・意向確認



所有者が元気なうちに意向(住み続けるか、処分するか)を聞いておく。

2 家財の整理・仕分け



残すもの、売るもの、廃棄するものに分ける。思い出の品はデジタル化も有効。

3 相続手続き・名義変更



不動産登記を確認する。

4 売却または解体・処分



不動産業者へ相談。状況により更地にして売却、施設入居費に充てる。

※片付け、遺品整理、不動産売却、名義変更など、一般的に3ヶ月から1年程度かかります。

具体的な取組みについては、住まいのエンディングノートをご活用ください。

住まいの
エンディングノートは
こちらから



相続による登記が義務化 10万円以下の過料

相続登記がなされずに所有者の分からない空き家や土地が、様々な場面で問題を生じさせています。登記は、住まいや土地の所有者であると主張し、大切な財産を守るためにも重要な仕組みです。

空き家になって放置したら、どうなるの？



ご注意を！

空き家を狙った侵入窃盗事件、1万件超(2025年)。
2020年比で約4倍に(警察庁発表)

高齢化が進み周囲に危険を及ぼす場合、行政処分の対象になり、実際に被害が出ると損害賠償責任が生じます。

固定資産税
最大約4倍

氏名・住所公表に加え違反すると
50万円以下の過料

所有者から
全額費用徴収

放置

指導

勧告

命令

代執行

[問い合わせ先] 久留米市役所 住宅政策課 本庁舎13階

TEL ☎ (0942) 30-9139 FAX 📠 (0942) 30-9743

MAIL ✉ housing@city.kurume.lg.jp

※このチラシは、家屋を所有されていない方にも同封しています。ご了承ください。



[裏面もご確認ください] 裏面に支援制度や相談会等をご案内しています。

住まいに関する支援制度をご存知ですか？

活用・居住

空き家・跡地活用補助

リフォームや建替えしたい方

空き家をリフォームや建替える場合の
工事費用の一部を助成するもの

最大100万円※子育て・若年世帯が自ら居住する場合



空き家管理代行サービス

空き家を自分で管理するのが難しい方

所有者に代わり、定期的な建物の管理を行うもの（シルバー人材センターの制度）



耐震診断および 耐震改修・除却補助



危険ブロック塀 撤去補助



既存住宅リフォーム (国補助)



止水板設置工事補助 (住家対象)



売却・処分

老朽危険空き家等 解体補助



空き家・跡地情報バンク



譲渡所得特別控除

相続した空き家を売却した方

相続日から3年以内に相続した家屋を耐震改修もしくは、解体して敷地を売却した場合に所得税の
控除が受けられるもの（昭和56年5月以前に建てられた家屋が対象）



固定資産税減免

解体後跡地の固定資産税の減免を受けたい方

老朽化した危険な空き家を勧告前に解体した場合に、跡地の固定資産税を最長3年間据え置くもの
(跡地の売却や賃貸が条件)



認知症などで相続や売却
手続きに不安がある方へ

成年後見制度を活用しませんか？

成年後見制度とは

認知症や知的・精神障害
などで判断能力が不十分
な人に、後見人などを定
め本人の代わりに財産等
の管理や契約を行う制度

久留米市成年後見センターのご案内

認知症等で法的な手続きに不安がある人や
その家族などからの相談受付や成年後見制
度を利用する際のサポートを行います。

【お問合わせ先】

TEL: 0942-30-2732 FAX: 0942-34-3090
久留米市長門石1丁目1番34号
(久留米市総合福祉センター内)
月曜～金曜 8時30分～17時15分
(祝日や年末年始を除く)



空き家相談チケット

ご都合に合わせて無料で相談できます

市と協定を結んだ団体に所属する事業者です。お気軽にご相談ください。



予約できる
事業者
リストは
こちらから

空き家

相談特別チケット

アキヤサポーターズが

まずは、お気軽に相談

空き家の悩み事をお助けします！

相談料
無料

事前予約制・相談時間30分
有効期限 令和9年3月31日

久留米市 住宅政策課 発行
TEL: 0942-30-9139

相談チケットの使い方

- 上記のQRコードにアクセスして事
業者リストから相談先を選ぶ。
- 相談先に電話して予約する。
- このチラシを持参して相談を受ける。

ご不明な点は久留米市役所住宅政策課
にお問い合わせください。

このチラシが無料チケットとなります。そのまま相談先にご持参ください。

